

平成31年度 松本トンネル有料道路
環境整備（植栽管理）業務

特記仕様書

長野県道路公社

松本トンネル有料道路管理事務所

特記仕様書

(要 旨)

この特記仕様書は、松本トンネル有料道路管理事務所が管理する道路に植栽された樹木を育成管理し、利用者や周辺住民に良好な環境と景観を提供するために、受託者が履行しなければならない仕様を定めたものである。

(一般的事項)

- 1 業務の実施にあたっては、委託契約書、有料道路安全作業実施要領（昭和58年2月16日通達285号）第1章・第2章（準用）、道路緑化基準及び本特記仕様書による。
- 2 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、承認を得なければならない。業務計画書には、下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 概算費用
 - (5) 作業方法 (6) 資材・機材 (7) 安全対策 (8) その他
- 3 業務の従事者は、樹木の維持管理に十分な知識と、経験を有する者でなければならない。

(高木剪定・低木剪定)

- 1 剪定は夏期及び冬期とする。
- 2 高木とは、独立した樹木（ナナカマド、そよご、しらかし、ニッコウヒバ、桜等）を言う。
- 3 低木とは、植樹帯、花壇、法面等に植栽された株物及び寄せ植えの樹木（つつじ、サツキ、アベリヤ、ニシキギ等）を言う。
- 4 腐植や病害虫の発生の恐れのある切り口は、融合剤により適切な処理を行わなければならない。

(低木移植)

- 1 移植にあたっては、植栽密度、生育状況及び美観等を勘案し、必要性を検討して行なわなければならない。
- 2 移植にあたっては、事前に計画書を提出し、承認を得なければならない。

(高木補植・低木補植)

- 1 枯損木及び欠落木の補植は、周囲の植栽密度、生育状況及び美観等を勘案して行わなければならない。
- 2 補植にあたっては、事前に計画書を提出し、承認を得なければならない。
- 3 樹木、肥料及び支柱丸太は支給する。鉄線、釘、棕櫚縄及び杉皮等の資材の費用は、本業務に含む。

(施肥)

- 1 施肥にあたっては、土壌検査を行い、施肥計画をたて、承認を得なければならない。
- 2 土壌検査及び施肥計画の費用は、受託者の負担とする。
- 3 肥料は支給する。
- 4 受託者は、肥料の受け払い簿を備え、使用状況を記録しておかなければならない。
- 5 施肥（１）は、堆肥、粒状、顆粒状、粉状肥料に適用する。
- 6 施肥（２）は、液体肥料に適用する。費用は、トラック経費、運転手（１名）、作業員（１名）、小型ポンプ、タンク（1.5t程度）の構成である。

(剪定枝処理)

- 1 剪定枝の収集、運搬及び処分作業である。
- 2 費用は、ダンプトラック経費、運転手（１名）、作業員（１名）の構成である。
- 3 処分（費用含む）は、松塩地区広域施設組合において焼却処分とする。

(灌水)

- 1 旱魃、移植及び補植に伴う作業である。
- 2 灌水の要否は受託者が行き、適切に対応しなければならない。
- 3 費用は、トラック経費、運転手（１名）、作業員（１名）、小型ポンプ、タンク（1.5t程度）の構成である。

(薬剤散布)

- 1 薬剤散布の要否は受託者が行き、適切に対応しなければならない。
- 2 薬剤は支給する。
- 3 受託者は、薬剤の受け払い簿を備え、使用状況を記録し、適切な管理をしなければならない。
- 4 費用は、トラック経費、運転手（１名）、作業員（１名）、動力噴霧機、タンク（1.5t程度）の構成である。

(その他作業)

- 1 その他作業（１）は、上記作業以外で、造園工を必要とする作業に適用する。
- 2 その他作業（２）は、剪定枝処理、灌水及び薬剤散布の増員、移植や補植の補助及び特別な技能を要しない作業に適用する。

(業務の記録)

- 1 受託者は、別紙様式により日誌を提出し、検印を受けなければならない。
- 2 受託者は、業務の記録として写真を整備し、提出しなければならない。写真の整備は、長野県土木工事施工管理基準による。

環境整備(植栽管理)日誌

検印	所長		所長補佐		監督員	
作業年月日		平成 年 月 日()			天候	
作業従事者	職種	氏名	印	職種	氏名	印
作業名	区間又は地名	作業量	作業時間帯	作業時間	備考	
			: ~ :	H :		
			: ~ :	H :		
			: ~ :	H :		
			: ~ :	H :		
			: ~ :	H :		
			: ~ :	H :		
使用 機械器具						
使用 資材						

業務受託者 住 所

号又は名称

主任技術者

印